

京都の森と自然を満喫する日帰りツアー

片波川源流の巨木に出会う



旅行日程 2023年10月27日(金) 定員18名(最少催行人員8名)
旅行代金 9,800円(会員※7,500円※友の会会員含む)昼食代を含みます

片波自然観察インストラクターの皆さんの案内で、京都府自然環境保全地域の第1号にも指定されている片波川伏条台杉群を観察しながら秋の森を歩きます

【行程】
京都市役所前 = 道の駅ウッディー京北 =
お〜らい黒田屋 = 伏条台杉群観察(途中昼食)
= ウッディー京北 = 京都市役所前
(17時頃帰着予定)

天候等により一部変更となる可能性があります



集合・解散

集合 9:15 解散 17:00(予定)
場所 京都市役所前(詳細は別途ご案内します)

服装・持ち物

長そで・長ズボン、山歩きに適した靴、
水筒、帽子、タオル、軍手、雨具など

詳細・
お申込み

10月20日(金)までに当協会ホームページからご予約ください
<https://www.kyoto-modelforest.jp/informations/tour20231027/>
※詳しい旅行条件を記載しています。事前にご確認の上お申し込みください
※定員に達し次第締め切らせていただきます

→詳細お申込み



旅行企画・実施



公益社団法人
京都モデルフォレスト協会

※この事業は一部「国土緑化推進機構緑と水の森林ファンド」の助成を受け実施しています

TEL・FAX 075-823-0170

<http://www.kyoto-modelforest.jp/>

京都府知事登録旅行業第地域853号



ご旅行条件(要約)

お申込みの際、別途詳細な旅行条件を説明した「国内募集型企画旅行条件書」をお渡ししますので、事前にご確認の上お申し込みください。
※「国内募集型企画旅行旅行条件書」は当協会ホームページ(https://www.kyoto-modelforest.jp/tour_tc/)からもご覧いただけます。→
こちらの二次元コードからもご覧いただけます



● 募集型企画旅行契約

この旅行は公益社団法人京都モデルフォレスト協会(以下「当協会」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
旅行契約の内容、条件は、募集広告・ホームページ等(以下「ホームページ等」といいます。)、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)並びに当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

● 旅行のお申込み

当協会は、当協会ホームページのお申し込みフォーム、電話、ファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当協会が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して当協会が定める期間内に、所定の申込書の提出と旅行代金の支払いをしていただきます。この期間内にお客様から申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。

● 契約成立の時期

旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

● 団体・グループでのお申込み

複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めた上で、当協会にお申し込みください。当協会は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

● 申込条件・参加条件

お申込み時点で18歳未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は、一部のコースを除き保護者の同行を条件とします。
慢性疾患をお持ちの方、ご高齢の方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申込み時にその旨お申し出ください。当協会は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容や実施条件、現地事情、運送機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施が難しいと当協会が判断するときは、お申込みをお断りさせていただく場合があります。また、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認められたときは、当協会が必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
お客様の都合による別行動は、行程の安全管理上原則としてできません。

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は、別途郵便払込票を送付しますので、当協会が指定する期日までに支払ってください。旅行代金、取消料、または違約料の一部として取り扱います。

● 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金、食事料金及び税・サービス料金、バス等の料金、ガイド料金、入場料金等、添乗員同行諸費用、消費税等諸税・サービス料金等。

● 旅行代金に含まれないもの

前項に記載したものを除き旅行代金に含まれません。

(例) 追加飲食費等個人的性質の諸費用
ご自宅と集合・解散地間の交通費や旅行開始・終了前後の宿泊費等
傷害・疾病に関する医療費等

● お客様による旅行契約の解除

お客様は、お申込みいただいたコースが掲載されているホームページ等に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

イ 旅行の開始日の前日から遡って10日目にあたる日以降	旅行代金の 20%
ロ 旅行の開始日の前日から遡って7日目にあたる日以降	旅行代金の 30%
ハ 旅行開始当日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ニ 旅行開始日当日に解除する場合	旅行代金の 50%
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

● 当協会による旅行契約の解除

お客様より規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当協会は旅行契約を解除する場合があります。この場合は、上に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

当協会は次に掲げる場合等において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合には、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- 一 お客様が当協会のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- 一 お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 一 お客様の数がホームページ等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日からさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行の中止をご連絡します。

● 当協会の指示

お客様は、旅行開始後以降旅行終了までの間、当協会企画旅行参加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会の指示にしたがっていただきます。

● 当協会の免責

お客様が次に例示するような当協会又は当協会の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当協会は責任を負いません。

- ア) 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- イ) 運送機関等のサービス提供の中止・事故・火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ウ) 自由行動中の事故
- エ) 食中毒
- オ) 盗難
- カ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地滞り時間の短縮

● 特別補償

協会は、当協会が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体又は荷物に被られた傷害・損害について、当協会旅行業約款の特別補償規程(以下「特別補償規程」といいます。)に定めるところにより、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。

- ① 死亡補償金: 1,500万円
 - ② 後遺障害補償金: 程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額
 - ③ 入院見舞金: (入院日数により) 2~20万円
 - ④ 通院見舞金: (通院日数により) 1~5万円
- ただし、3日以上通院で事故の日から180日以内のものに限ります。
⑤ 携帯品損害補償金: 旅行者1名につき15万円以内。(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円。現金、小切手その他の有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、電子データ、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は対象外です。)

● お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当協会の募集型企画旅行業約款の規定を守らなかったことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けず。

● 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当協会にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

● 個人情報の取扱い

当協会は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当協会の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

当協会は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当協会と契約を締結している運送機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

当協会は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当協会に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用目的の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、当協会までお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当協会事務局長となります。

● その他

お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
この条件に定めのない事項は当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。当協会旅行業約款は、当協会ホームページからもご覧いただけます。
旅行条件及び旅行代金の基準日については、ホームページ等に明示した日となります。